

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 康博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 賢史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 賢史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 1,777,459,520円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,785,975,520円

(注) 1 本募集は、平成26年1月31日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2 また、発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年2月14日に四半期報告書(第12期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該書類を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類のうち、「平成26年3月期第3四半期の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

「平成26年3月期第3四半期の連結業績の概要」

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月14日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月28日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年1月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月14日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月28日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年1月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第11期事業年度)又は四半期報告書(第12期第1四半期若しくは第12期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成26年1月31日)までの間において、変更その他の事由は生じておりません。

なお、参照書類としての有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、かかる将来に関する事項については、本届出書提出日(平成26年1月31日)現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第11期事業年度)又は四半期報告書(第12期第1四半期、第12期第2四半期若しくは第12期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月14日)までの間において、変更その他の事由は生じておりません。

なお、参照書類としての有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、かかる将来に関する事項については、本届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月14日)現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。